

## 吸収分割公告

2017年2月28日

債権者各位

2017年2月24日に開催された下記会社の臨時株主総会において、両会社は、会社分割によって、乙が甲の営業の一部（神奈川すき家カンパニー業務）を承継することを決議いたしました。

つきましては、この分割に異議のある債権者は、本電子公告掲載の翌日から1か月以内に（2017年3月31日までに）その旨をお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）<http://www.zensho.co.jp>

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）<http://www.zensho.co.jp>

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

東京都港区港南二丁目18番1号

甲 株式会社東京すき家  
代表取締役 井上浩利

東京都港区港南二丁目18番1号

乙 株式会社神奈川すき家  
代表取締役 笹川直樹

以上